大阪府営公園指定管理候補者の選定結果について

（指定期間　令和４年４月から１年間の３公園）

大阪府では、令和３年度末に指定管理期間を満了する９公園のうち３公園における令和４年度の指定管理候補者を「大阪府都市公園指定管理者選定委員会」の選定結果を受けて、下記の通り決定しました。

　本指定管理については、新たな指定管理制度（PMO型、P-PFI型）の公募を、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、延期したことに伴い、非公募にて選定を実施したものです。

　今後、大阪府議会の議決を経て、指定管理者を指定する予定です。

１．指定管理候補者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公園名 | 指定管理候補者 | 指定期間 |
| 住吉公園 | ・都市公園住吉公園指定管理共同体  （代表）株式会社美交工業  特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構  提案金額　94,888千円/年 | 令和４年４月１日から  令和５年３月31日まで |
| 浜寺公園 | ・浜寺公園指定管理グループ  （代表）一般財団法人大阪府公園協会  阪神造園建設業協同組合  南海造園土木株式会社  美津濃株式会社  提案金額　249,604千円/年 | 令和４年４月１日から  令和５年３月31日まで |
| 二色の浜公園 | ・二色の浜公園管理連合会  （代表）公益財団法人マリンスポーツ財団  株式会社ヤマト  株式会社寿楽園  提案金額　111,450千円/年 | 令和４年４月１日から  令和５年３月31日まで |

２．審査結果の概要

（１）選定理由

　１）住吉公園

　　①審査基準

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 判定 |
| 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 | 適 |
| 公園の効用を最大限発揮するための方策 | 適 |
| 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 | 適 |
| 管理に係る経費の縮減に関する方策 | 適 |
| その他管理に際して必要な事項 | 適 |

②指定管理候補者の選定理由

・平等利用が確保されるよう適切な管理運営を行うための方策及び公園の効用を最大限発揮するための方策について、適切な提案がなされているとともに適正な管理運営業務を図ることができる能力及び財政基盤を有している。

・その他管理に際して必要な事項に関し、大阪府の施策と整合のとれた取組の提案がなされている。

　２）浜寺公園

　　①審査基準

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 判定 |
| 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 | 適 |
| 公園の効用を最大限発揮するための方策 | 適 |
| 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 | 適 |
| 管理に係る経費の縮減に関する方策 | 適 |
| その他管理に際して必要な事項 | 適 |

②指定管理候補者の選定理由

・平等利用が確保されるよう適切な管理運営を行うための方策及び公園の効用を最大限発揮するための方策について、適切な提案がなされているとともに適正な管理運営業務を図ることができる能力及び財政基盤を有している。

・その他管理に際して必要な事項に関し、大阪府の施策と整合のとれた取組の提案がなされている。

　３）二色の浜公園

　　①審査基準

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 判定 |
| 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 | 適 |
| 公園の効用を最大限発揮するための方策 | 適 |
| 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 | 適 |
| 管理に係る経費の縮減に関する方策 | 適 |
| その他管理に際して必要な事項 | 適 |

②指定管理候補者の選定理由

・平等利用が確保されるよう適切な管理運営を行うための方策及び公園の効用を最大限発揮するための方策について、適切な提案がなされているとともに適正な管理運営業務を図ることができる能力及び財政基盤を有している。

・その他管理に際して必要な事項に関し、大阪府の施策と整合のとれた取組の提案がなされている。

（２）大阪府都市公園指定管理者選定委員会開催概要

①委員

指定管理者の選定を引き続き実施することから、現時点は委員の氏名は非公開とし、選定が終了した後速やかに公表するものとする。

②委員選定の考え方

申請に係る収支計画や安定的な経営基盤、管理運営に係る法的課題、利用者の視点など様々な視点から意見を聴取するため、弁護士、公認会計士及び経営分野の学識経験者から各２名、造園に関する学識経験者から３名の計９名を選定した。本委員会に、PMO型部会、ソフト充実型部会の２つの部会を設置し、本審査はPMO型部会において行った。

③審査の経緯

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 回数 | 実施日 | 内容 |
| 第１回 | 令和３年５月26日（水曜日） | 指定要件書の審議、審査基準の決定等 |
| 第２回 | 令和３年７月30日（金曜日） | 指定管理候補者の選定 |